

山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク
連携協定（パートナーシップ）締結指針
2024（令和6）年10月制定
2025（令和7）年10月改正

1. 目的

このガイドラインは山陰海岸ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が、ジオパーク活動を担う多様な事業者や地域コミュニティ等とともに、活動レベルを向上させ、その価値を地域内外の人々に分かりやすく発信できるよう、連携協定を締結するために必要な事項を定めるものとする。

2. パートナーの区分

パートナーは、以下の2区分とする。

○コアパートナー

協議会が個別に協定を締結し、ジオパーク活動において中核的役割（別記参照）を担う企業、大学、DMO等。

○地域パートナー

ジオパークの理念に賛同し、所定の申込書を提出・登録した地元観光事業者、生産者、民宿、NPO、自治会、法人等。

3. 協定の内容・分野

協議会は、ジオパークの理念と合致する下記の事項について連携協定（コア・地域いずれも）を締結することができる。（一つ以上の分野で締結）

① 保護・保全に関する連携

例：自然環境・生物等の保全を通じた地域住民の暮らし向上や環境保護活動

② 教育・調査研究に関する連携

例：ジオ教育やグループ学習による理解の促進、調査研究成果向上

③ 地域振興・ツーリズムに関する協定

例：ジオの魅力に触れる郷土愛の醸成による将来的な地元定着や雇用確保

④ 情報収集・発信に関する連携

例：幅広いジオについての情報発信による更なる認知度の向上

⑤ 住民参画に関する連携

例：地域課題の解決によるジオの魅力溢れる街づくりの推進

⑥ ネットワーク活動・運営体制に関する協定

例：各々の有する物的・人的資源、ネットワークを活用し連携事業を実施

4. 登録・協定締結の方法

登録にあたり、ジオパークの理念遵守、反社会的勢力排除等の要件を満たすこと。

○コアパートナー

協議会が個別に協定内容を協議し、書面協定を締結する。

○地域パートナー

協議会が定める申込書を提出し、内容確認後、登録・山陰海岸ジオパークパートナー証を交付する。

5. 連携協定を結ぶことができない者

協議会は、ジオパークの理念と合致しない活動を行っている者及び下記に掲げる者とは、連携協定を締結することはできないものとする。

また、連携協定締結後、協定を締結したパートナー（以下「パートナー」という。）が、下記事項に該当していることが発覚した場合又は該当することとなった場合、協議会は連携協定を解除することができる。

- ① 地質学的な物質、植物、生物（岩石、化石、貝、サンゴなど）を持続可能ではない形で採取・加工・販売している者、またはそれに関わっている者
- ② 安全管理が確立されていないハイリスクなイベントや体験プログラムを実施している者
- ③ 短期的及び長期的な視座に鑑みたとき、持続的な地域の生態系を担保できない可能性がある体験プログラム等を販売している者、または関わっている者
- ④ 山陰海岸ジオパークの活動・評価に悪影響を与えると協議会が判断する者
- ⑤ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- ⑥ 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

6. パートナーの責務

パートナーは下記の責務を負うものとする。

- ① 連携協定締結後も前項の規定に該当する活動等を実施しない。
- ② 山陰海岸ジオパークのパートナーであることを自身の施設内での掲示・ホームページ・パンフレット等において発信するよう努める。
- ③ 各連携協定に基づき、協議会の実施する活動に対し支援・協力し、山陰海岸ジオパークの持続可能な発展に寄与するため必要な助言を行う。

- ④ 各連携協定に基づいた活動内容について、必要に応じ協議会に報告及び情報提供するとともに、目的達成のために協議を行う。
- ⑤ 協議会の求めに応じて活動状況を報告すること。

7. 協議会の責務

協議会はパートナーに対し、下記の責務を負うものとする。

- ① 「山陰海岸ジオパークパートナーシップ証」を交付する。
- ② 各連携協定に基づきパートナーが実施する活動に対し情報発信するなど、パートナーの活動支援・協力をを行う。
- ③ 必要に応じ、各連携協定の目的達成に向けてパートナーに対し情報提供及び協議を行う。
- ④ エリア全体のパートナー活動のネットワーク形成を促進する。

8. 事前説明

協議会は、連携協定を締結する際には、事前にこのガイドラインの内容を連携協定を締結しようとする相手方に説明するとともに、「各国のジオパークがユネスコの支援を得て世界ジオパークネットワーク（GGN）に参加するためのガイドラインと基準」等を用いてジオパークの理念に対して理解を得、理念に反する行為を実施していないか等の確認をしなくてはならない。

9. 登録・協定の取消し

5. の①から⑥に該当することが連携協定締結後判明した場合、または申請者（パートナー）からの申し出があった場合は、登録・協定を取消すことができる。

10. 個人情報の取扱い

提供された情報は本制度の運用にのみ使用し、他の目的には使用しない。

別記

コアパートナーに求める中核的役割の具体例

1. 事業開発・モデル構築の推進者

- ・先進的なプログラム（ガイド研修、ジオツアー、学習教材等）の開発・実施
- ・他の地域パートナーにも展開可能な「事業モデル」として実証支援

2. 人材育成と知識のハブ

- ・地元のガイド団体や教育機関と連携して人材育成プログラムを共同設計
- ・英語対応・ユニバーサル研修教材などを試作・提供
- ・若手育成や高齢ガイドの継承支援

3. 研究・技術支援によるエビデンス構築

- ・大学や研究機関が地質・環境調査を行い、成果を地域にフィードバック
- ・SDGs 視点からの指標整備（観光・保全の両立）やモニタリング支援

4. 国際連携や外部資源の獲得

- ・海外ジオパークやGGNとの共同事業の窓口役
- ・海外事例の翻訳紹介、国際視察の主催、ジオパーク会議の企画等
- ・助成金・研究資金の申請支援（コアパートナーによる共同申請）

5. 危機管理や理念遵守のリーダーシップ

- ・パートナーシップ全体のガバナンス強化（規定違反時の指導等）
- ・安全管理や理念順守チェックリストの設計・管理
- ・危機対応時の連絡・連携ルートの整備（例：災害時の自然資源保護）

山陰海岸ジオパークパートナーシップ制度 詳細運用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク連携協定（パートナーシップ）締結指針（以下「指針」という）に基づき、パートナーの登録、ジオパーク活動（以下活動）、管理、協定の運用等に関する具体的な事項を定め、制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(パートナーの区分)

第2条 パートナーは、次の2区分とする。

コアパートナー：山陰海岸ジオパーク推進協議会事務局（以下「協議会」という。）
が個別に協定を締結した企業、大学、DMO等。

地域パートナー：申込書提出による登録制で、地元観光事業者、生産者、民宿、NPO、自治会、法人等。

第2章 登録・協定締結

(協定締結)

第3条 コアパートナーは、協議会と個別に協定書（様式2）を締結する。
協定締結後、協議会はパートナー証を交付する。

(登録申請)

第4条 地域パートナーは、所定の申込書（様式1）もしくはgoogleフォームにより必要事項を記入し、協議会に提出する。協議会は、申込内容が指針及び本規程に適合しているかを確認し、適合する場合は登録し、パートナー証を交付する。

第3章 活動・管理

(活動分野の選択)

第6条 パートナーは、申込時に以下の分野から一つ以上を選択し、具体的な活動内容を記載するものとする。

- | | |
|-------------|----------------|
| ○保護・保全 | ○教育・調査研究 |
| ○地域振興・ツーリズム | ○情報収集・発信 |
| ○住民参画 | ○ネットワーク活動・運営体制 |

(活動報告)

第7条 パートナーは、協議会の求めに応じて活動報告書（様式3）を協議会に提出する。

(活動状況の確認)

第8条 協議会は、パートナーの活動状況について、必要に応じてヒアリングや現地確認を行うことができる。

第4章 変更・取消

(登録内容の変更届)

第9条 パートナーは、登録内容に変更が生じた場合、速やかに変更届（様式4）を提出する。

(登録又は協定の取消)

第10条 協議会は、パートナーが指針や本規程に違反した場合、または申請者から申し出があった場合、登録又は協定を取消すことができる。

第5章 情報管理

(個人情報の取扱い)

第11条 協議会は、申込者等が提供した情報を本制度の運用以外の目的に使用しない。

第6章 表彰・支援

(表彰)

第12条 協議会は、特に顕著な活動を行ったパートナーを表彰することができる。

(活動支援)

第13条 協議会は、パートナーの活動に必要な情報提供、新商品開発、広報支援等を行うことができる。

第7章 補則

(補則)

第14条 本規程に定めのない事項については、協議の上別途定めるものとする。

(附則)

施行期日

1 この規程は、令和7年10月20日から施行する。